

別表第2

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

最終改正：平成27年厚生労働省令第29号

	項目名	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下
21	塩素酸	0.6mg/l 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下
26	臭素酸	0.01mg/l 以下
27	総トリハロメタン（22、24、28及び29の総和）	0.1mg/l 以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下
30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l 以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l 以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l 以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l 以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l 以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l 以下
38	塩化物イオン	200mg/l 以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l 以下
40	蒸発残留物	500mg/l 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l 以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l 以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下